

失格事項

- 1 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- 2 県から法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消を受けた日から 2 年を経過していない団体
- 3 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている又はされている団体。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けたものであって、そのものに係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった又は申立てをなされなかったものとみなす。
- 4 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件(以下「旧更正事件」という。))に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。)第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしている又はされている団体。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定(旧更正事件にかかる旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けたものについては、そのものに係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定(旧更正事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった又はなされなかったものとみなす。
- 5 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをしている又はされている団体
- 6 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)第 64 条の規定による改正前の商法(明治 32 年法律第 48 号)第 381 条第 1 項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による整理の開始を命ぜられている団体
- 7 県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けている団体
- 8 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体
- 9 和歌山県が課する税(延滞金等を含む。)の全税目、消費税及び地方消費税に未納がある団体
- 10 役員等(団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の 100 分の 5 以上を有する株主又は出資の総額の 100 分の 5 以上を出資している者(個人である者に限る。))、又は従たる事務所等(当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。)の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当する、又は、将来にわたって該当しないことを確約できない団体
 - (1) 和歌山県暴力団排除条例(平成 23 年和歌山県条例第 23 号)第 2 条第 3 号に規定す

- る暴力団員等（以下、単に「暴力団員等」という。）と認められるもの
- (2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下、単に「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしているもの
 - (3) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与しているもの
 - (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
 - (5) 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしているもの
- 11 役員が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当する者である団体
- 12 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定した者。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- 13 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、又はさせ、若しくは暴力を用い、又は用いさせる団体
- 14 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させる団体
- 15 前記13又は14のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- 16 募集公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、又は、複数の申請書を提出し、若しくは、県の承認なく申請書等の内容を変更した団体
- 17 申請書等の内容が、次のいずれかに該当すると認められた団体
- (1) 県民の平等な利用の確保ができないもの
 - (2) 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
 - (3) 募集公告において定められた最低点数に満たないもの